



あなたのチャレンジ応援します!

# 2021創業セミナー

泉佐野商工会議所では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う環境変化が著しい中において、新しい生活様式への対応等のビジネスチャンスを見出し、新規事業にチャレンジする起業家を支援するため、「創業セミナー」を開催致します。  
創業に必要な「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の習得を目的として実践的、体系的に学んで頂きます。開業して間もない方も受講できますので、奮ってご参加ください。

- ◆開催日 ①11月10日(水) ②11月24日(水)  
③12月1日(水) ④12月15日(水)
- ◆時間 18時30分～20時30分(2時間)
- ◆会場 泉佐野商工会議所(泉佐野市市場西3-2-34)
- ◆対象 開業・創業を目指すサラリーマン・OL・主婦・学生の方
- ◆定員 20名(定員になり次第締切ります)
- ◆受講料 3,300円/人(4日合計・税込)
- ◆申込み 下記申込書にご記入の上、令和3年11月1日(月)までにお申し込み下さい。
- ◆申込み 問合せ 泉佐野商工会議所(Tel:072-462-3128)

【主催】泉佐野商工会議所【後援】泉佐野市  
【協力】岸和田商工会議所・貝塚商工会議所・株日本政策金融公庫泉佐野支店・株池田泉州銀行泉佐野支店  
大阪信用金庫泉佐野支店・株関西みらい銀行佐野支店

新型コロナウイルス感染予防に配慮して開催致します。受講にあたってはマスクの着用、手洗い、アルコール消毒に努めて頂くとともに、発熱や体調不良等の症状のある方は、受講の見送りなどご協力をお願い致します。

～あなたのチャレンジ応援します!～ 泉佐野商工会議所  
**2021 創業セミナー申込書** (FAX 072-463-8780) 行

氏名	(フリガナ)	TEL		
	年齢	才(男性・女性)	FAX	
住所	〒 -			
E-mail				
参加日に☑	<input type="checkbox"/> 11月10日	<input type="checkbox"/> 11月24日	<input type="checkbox"/> 12月1日	<input type="checkbox"/> 12月15日
創業について(どちらかに☑)	<input type="checkbox"/> 準備を進めている		<input type="checkbox"/> 漫然と創業を希望している	

※申込書にご記入いただきました情報は、当所からの各種連絡・情報提供のために利用し、当該事業の目的以外には一切使用いたしません。

## 泉佐野商工会議所 2021年「創業セミナー」スケジュール

日程・時間	テーマ & 講師
1 11月10日(水) 18時30分～20時30分	<b>(経営)</b> 創業の心構え、事業計画の立て方など、創業を成功させるためのノウハウを解説します。 <b>1. 創業を成功させる経営</b> (株)ビジネスサポート 代表取締役 渡辺 税氏 (中小企業診断士)
2 11月24日(水) 18時30分～20時30分	<b>(販路開拓) (人材育成)</b> 創業に役立つマーケティングや、儲かる会社、強い組織にするための人材活用術について解説します。 <b>1. お客様を取込む販売計画について</b> <b>2. 労務管理と社員育成について</b> <b>3. 社会保険と労働保険について</b> 1.・2. (株)ビジネスサポート 代表取締役 渡辺 税氏 (中小企業診断士) 3. (社)全国労働保険事務組合連合会大阪支部 安住 正八郎氏 (社会保険労務士)
3 12月1日(水) 18時30分～20時30分	<b>(財務)</b> 経営に必須である資金繰りや決算等初期準備やランニングコスト、事業計画について解説します。 <b>1. 財務会計の基礎知識</b> <b>2. ビジネスプランの作成指導</b> (株)ビジネスサポート 代表取締役 渡辺 税氏 (中小企業診断士)
4 12月15日(水) 18時30分～20時30分	<b>(経営) (販路開拓) (人材育成) (財務)</b> ビジネスプランを発表して頂きます。色々な人の意見を聞いてブラッシュアップのキッカケとして頂きます。 <b>1. 事業計画とプレゼンテーション</b> (株)ビジネスサポート 代表取締役 渡辺 税氏 (中小企業診断士)

### 2021創業セミナーは、岸和田・貝塚商工会議所と連携して開催する「特定創業支援事業」に認定されています!

上記の講座を全て受講された方は、泉佐野市、岸和田市、貝塚市のいずれかで創業される場合、以下の制度を利用できます。

- ①会社を設立する際の登録免許税が軽減  
◎創業を行おうとする者又は創業した日以後5年を経過していない個人が会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減(株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%→0.35% 合名会社又は合資会社は、1件につき6万円→3万円)されます。
- ②資金調達の際の特例  
◎創業関連保証を創業6ヶ月前から受けることができます。
- ③日本政策金融公庫/新創業融資制度の特例  
◎自己資金要件(開業資金総額の10分の1以上の自己資金を有すること)を撤廃  
→税務申告2期末満の方が対象となります。  
◎運転資金及び設備資金(土地取得資金を除く)の貸付利率引き下げの対象